

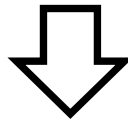
# お知らせ

平成25年4月1日より、風致地区内行為の許可は、  
全て「市川市風致地区条例」が適用されます。

行為制限の内容や申請方法、審査期間等に変更はありませんが、  
申請書に一部変更があります。

(旧)

風致地区名	面積 (ha)	区 域	適用条例
国 府 台	596.0	北国分、堀之内、中国分、国分、国府台、市川、 真間、須和田、菅野、東菅野（2丁目）、 宮久保（1丁目）、江戸川河川敷	千葉県風致地区条例
八 幡	54.0	八幡、鬼越、北方、本北方、東菅野（3,4丁目）、 宮久保（3丁目）	
法 華 経 寺	60.0	中山、若宮、高石神	
大 町	52.0	大町、大野町（4丁目）	
梨 風 苑	7.0	大野町（1丁目）	市川市風致地区条例
計	769.0		



(新)

風致地区名	面積 (ha)	区 域	適用条例
国 府 台	596.0	北国分、堀之内、中国分、国分、国府台、市川、 真間、須和田、菅野、東菅野（2丁目）、 宮久保（1丁目）、江戸川河川敷	市川市風致地区条例
八 幡	54.0	八幡、鬼越、北方、本北方、東菅野（3,4丁目）、 宮久保（3丁目）	
法 華 経 寺	60.0	中山、若宮、高石神	
大 町	52.0	大町、大野町（4丁目）	
梨 風 苑	7.0	大野町（1丁目）	
計	769.0		